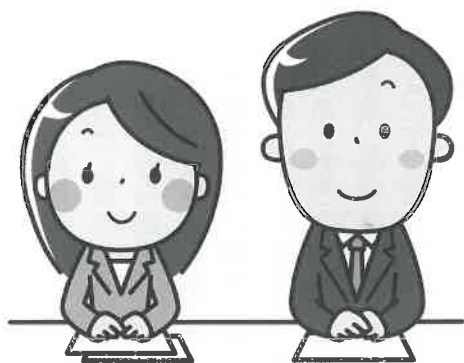


国民年金はこんなときに 役場への届出が必要です



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出を忘れると、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合もありますので、必ず届出をしましょう。

こんなとき	こんな手続きを	必要なもの
20歳になったとき	第1号被保険者の加入 (厚生年金や共済組加入者は除く)	・年金機構から届く 資格取得届書 ・印鑑
会社などを 退職したとき	第2号被保険者から第1号被保険者への切り替え (扶養する配偶者がいる方は、併せて手続きが必要)	・資格喪失日が わかる証明書
配偶者の扶養から 外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え	・年金手帳 ・印鑑

※会社などに就職（職場の年金に加入）したときや被扶養配偶者になったときは勤務先への届出が必要になりますので、詳しくは勤務先へご確認ください。

すべての手続きには本人確認できるものが必要になります。

詳しくは役場の窓口、またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210
 大山支所総合窓口室 ☎0859-53-3311
 中山支所総合窓口室 ☎0858-58-6111
 米子年金事務所 ☎0859-34-6111

ひとり親家庭児童 小・中学校入学支度金

本町ではひとり親家庭児童の福祉向上を図るため、同親家庭の新入学児童について1人あたり一百万円の入学支度金を支給します。

【対象者】 大山町に住所のあるひとり親家庭（母子・父子家庭）の児童が新しく小学校・中学校に入学する家庭で養育者の前々年（平成27年）分の所得税が非課税の方（生活保護世帯は除く）

【申請に必要なもの】 印鑑、振込口座の分かるもの、および児童扶養手当証書（支給停止通知でも可）または、ひとり親家庭の特別医療費受給資格証等ひとり親家庭であることがわかるもの

※右記証明書をお持ちでない方は、あらかじめ証明についてお問い合わせください。

【申請期間】

4月3日（月）～21日（金）

【申請先】 福祉介護課または各支所総合窓口室

◆問い合わせ先 福祉介護課
 ☎0859・54・5207